

1. 件 名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規  
制基準への適合確認に関するヒアリング（５５）

2. 日 時：令和２年５月８日（金）１０時～１１時２０分

3. 場 所：原子力規制庁 １０階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全

審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

山田首席技術研究調査官、廣田技術研究調査官

日本原燃株式会社

開発設計部長 他１５名

5. 要 旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）と、平成３０年８月１日付で申請（令和２年１月２０日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請について、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 原燃から、配付資料に基づき以下の説明があった。

- ・ 許可基準規則への適合性について

(2) 原子力規制庁は上記（１）の説明に対し以下のコメントを行った。

（第四条 地震による損傷の防止）

- ・ 耐震重要度の設定において、覆土前の状態で線量評価を行っている理由を申請書に記載すること。また、線量評価に用いた計算コードを申請書に記載すること。

（第十条 廃棄物埋設地）

- ・ 水利用及び土地利用によって得られる各種生産物のうち「水産物」について、淡水化に伴う資源量（漁獲量）の減少により、水産物種類の変化を考慮しても水産物の摂取による被ばく線量は小さくなることの根拠を追記すること。併せて、汽水性である尾駁沼の濃縮係数の設定について、その考え方を追記すること。
- ・ 低透水性及び収着性に与える力学的影響事象のうち「ガス発生」について、１号埋設設備における影響評価は、塩による影響を考慮しても３号埋設設備の影響評価で代表できることの根拠を追記すること。
- ・ 金属腐食による体積膨張に係るパラメータについて、埋設設備中の金属

種類及び腐食生成物に係る記載事項を統一すること。また、腐食膨張倍率及び腐食速度の設定について、その考え方を追記すること。

- ・ 埋設設備からの流出水量に関するグラフについて、一部の文字が判読できない（つぶれている）での修正すること。

（第十四条 予備電源）

- ・ 「火災報知器」という言葉を用いているが、第七条（火災等による損傷の防止）では用いられていない言葉であるため、第七条に対応させた記載とすること。

（第十五条 通信連絡設備等）

- ・ 廃棄物埋設施設における安全避難通路について、許可基準規則解釈の記述を引用して情報を補足する等、適合性が明確に分かるように記載すること。

(3) 原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・ 前回（2020年5月1日）までのヒアリングコメントへの回答（第十条 廃棄物埋設地）
- ・ 前回（2020年5月1日）ヒアリングコメントへの回答（第七条 火災等による損傷の防止、第十一条 放射線管理施設、第十二条 監視測定設備、第十三条 廃棄施設、第十四条 予備電源、第十五条 通信連絡設備等）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について（2020年4月1日、3日からの修正分）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について（2020年5月1日からの修正分）

以上